



経済産業省公認

全石協news

◎第 11 回通常総会開催。加登理事長が再選

6月14日、東京都港区にある芝パークホテルで第11回通常総会を開催しました。総会の冒頭、挨拶に立った加登理事長は、当会が設立10周年を迎えたことから、設立時の経緯を振り返るとともに次のように話しました。

「加盟店の方に喜んでいただける、お役に立つ情報をもっと提供させていただかないといけないと強く思っております。また、設立10周年を迎え、設立当初からご支援いただいた加盟店の皆さん、その後、ご縁があって会員になり、ご協力、ご支援をいただいている加盟店の皆さんに対して、改めて御礼を申し上げます。今後も頑張って参りますので、力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます」

総会では任期満了に伴う役員改選も行なわれ、加登理事長が再選しました（新役員については、右を参照ください）。

総会後は第9回『お墓を建てて当てよう！』プレゼントキャンペーンの抽選会、懇親会も開催しました。

役 職	氏 名	法 人 名
理事長	加登隆三	(株)加登
副理事長	大澤静可	(株)メモリアルアートの大野屋
副理事長	大塚崇行	(株)大塚
副理事長	田代尚重	(株)田代家
副理事長	太田 明	(株)太田石材店
専務理事	杉山洋一	(株)石長
理 事	佐藤真樹	(株)佐藤石材工業
理 事	田中裕子	(株)田中家
理 事	中村哲也	(株)中村石材
理 事	水野文雄	(有)石玉石材
理 事	山川 隆	(有)山川石材店
理 事	萩元美明	(株)はぎの家石材店
理 事	河田恭志	(株)東洋石材工芸社
理 事	橋口武弘	(株)橋口石彫工業
理 事	中本泰輔	(株)松戸家
理 事	清水健介	(株)清水屋
理 事	田中祥元	石留石材(株)
理 事	二上光弘	(株)二上家
理 事	加登隆太	(株)加登トウキョウ
理 事	井比宏育	(株)井比石材工業
理 事	緑間浩市	(株)冲セキ
監 事	長江曜子	(株)加藤組 石匠あづま家
監 事	柴田 清	藤太郎総業(有)

◎【インボイス制度】特集 その1

免税事業者から課税事業者になった場合、消費税の計算期間はいつから？ 計算方法は？

・適格請求書発行事業者の登録申請について

インボイス制度が始まると「今まで消費税を納付していなかった人が納付しないといけなくなる」という理解をされている方も多いのですが、影響はそれだけではありません。

まずは、適格請求書発行事業者（以下、登録事業者）となることで適格請求書の発行対応が必要になり、手間が増えます。

次に、免税事業者と取引がある課税事業者は、免税事業者との取引を継続するかを検討することになるでしょう。場合によっては、自社の事業を維持するために取引先である免税事業者が課税事業者になってもらうよう、説得することも必要になるかもしれません。

説得としては例えば、建設業の元請会社が下請会社に「下請会社が免税事業者であると、当社では仕入税額控除ができなくなる」ことを理解してもらうため、勉強会を開催することがあげられます。

インボイス制度の影響はとても大きいものだと思います。いま免税事業者の方が免税事業者のままでいると、どのようなデメリットがあるのか？

仕事を発注してもらえなくなる可能性があるということが、一番のデメリットでしょう。インボイス制度が始まると、取引先が登録事業者でない場合、仕入税額控除ができなくなります。つまり、課税事業者は免税事業者に仕事を発注しづらくなると考えられるのです。

メリットは、適格請求書の発行が可能になることです。これで、取引先から仕事を発注してもらう段階において、消費税を理由に弾かれることはなくなるでしょう。

デメリットは、今まで消費税の納税義務がなかった事業者が消費税の納税義務が生じる点です。納税義務があるということは、納税金額の計算を行い、申告書を作成する必要があるということです。消費税の計算と申告書の作成を自分で行うと手間がかかりますし、税理士に依頼すると費用がかかります。

取引への影響などを考えると、やはり免税事業者から課税事業者になった方がよいのでしょうか。

免税事業者が課税事業者になった方がよいかどうかは、ケースバイケースと言えるでしょう。例えば美容院などでは、取引先の100%が事業者でない個人であることが多く、その個人の仕入税額控除を考える必要はありません。つまり、そのような美容院は免税事業者のままで影響がないと言えます。対して、例えば取引先の割合が、仕入税額控除を考える必要のない個人が80%で、仕入税額控除をする事業者が20%であれば、課税事業者になるのは要検討となるでしょう。インボイス制度の登録申請をした方がよいかどうか迷った場合には、税理士に相談するとよいです。

公式的には、インボイス制度が開始する 2023 年 10 月 1 日から制度の適用を受けるためには、登録申請書の提出期限である 2023 年 3 月 31 日までに登録申請をする必要があります。

2023 年 3 月 31 日の提出期限までに「困難な事情」により、登録申請書の提出が間に合わなかった場合には、2023 年 9 月 30 日までに提出すれば 2023 年 10 月 1 日から登録を受けられるようになっています。

また、困難な事情については、その困難の度合いを問わないとされているので、基本的には認められるのではないかと考えられます。もしも何らかの理由により登録が間に合わなかったとしても、その理由を記載して 2023 年 9 月 30 日までに申請書を提出しましょう。

登録申請自体は簡単で、時間もあまりかかりません。税理士に依頼しないでご自身で確定申告をされている方は、忘れないように所得税の確定申告書の提出と同時に登録申請書の提出を行うのもよいと思います。

なお、2023 年 10 月 1 日のインボイス制度開始日から登録事業者になるように申請した場合、課税事業者になるのも 2023 年 10 月 1 日からです。

課税事業者になる場合、2023 年 10 月 1 日から適格請求書が発行できるように準備します。例えば、レジや請求書発行システムなどを買い換える必要があるかもしれません。請求書をエクセルで作成している場合、請求書のフォーマットを変更する必要があります。

◎ 第 10 回『お墓を建てて当てよう！キャンペーン』スタート！ 今回は組合創立 10 周年を記念し、合計 100 名様に賞品が当たります！

全国石製品協同組合

おかげさまで
全石協は10周年

10th Anniversary

創立10周年記念
合計100名様に当たる!

お墓を建てて
当てよう!
プレゼント
キャンペーン

キャンペーン期間 2023年6月1日①～2024年5月31日②

全国石製品協同組合の加盟店で
お墓を建てた100名のお客様に、
抽選で豪華プレゼントが当たる!

JCBギフトカード
10万円分 1名様

JCBギフトカード 3万円分 3名様

Q-カード 2,000円分 96名様

全国石製品協同組合 (埼玉県東部支部 20121004第5号)
〒300-0001 千葉県市川市大田2丁目9番14号5階
TEL 03-5733-3778 FAX 03-5733-3778
URL <https://zensoh.co.jp/>
(平日 9:00～17:00)

石材店名

第 10 回『お墓を建てて当てよう！プレゼントキャンペーン』が 6 月 1 日にスタートしました。キャンペーン期間中に全国石製品協同組合の加盟石材店でお墓を建てられたお客様を対象に抽選で素敵な賞品をプレゼントする大好評の企画で、**今回は組合創立 10 周年を記念して、合計 100 名様に賞品が当たります。**

賞品は JCB ギフトカード 10 万円分が 1 名様、JCB ギフトカード 3 万円分が 3 名様、QUO カード 2,000 円分が 96 名様となります。

なお、ご応募できるお客様は、全石協発行の保証書をお持ちの方が対象となりますので、ご注意ください。**開催期間は、来年 5 月 31 日 (金) までです。**

詳細は事務局までお問い合わせください。

◎フューネラルビジネスフェア 2023

粉骨を焼いたり固めた石碑ほか、納骨可能な位牌なども



第 26 回葬祭サービス・ライフエンディングサポートシステムの総合展示会&シンポジウム「フューネラルビジネスフェア 2023」が 6 月 20 日・21 日の 2 日間、神奈川県横浜市西区のパシフィコ横浜で開催された。主催は総合ユニコム(株)と月刊フューネラルビジネス。主に葬祭業とその関連業者を対象にした商談会で、5 つの業界団体（石材関係は全国石製品協同組合）が後援。今回は『『新たな葬送のカタチ』へのアプローチ』をメインテーマに、160 社（240 小間）が出展した。

新型コロナが今年 5 月 8 日から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類感染症に引き下げられてから初の開催となったが、今回は昨年より 16%ほど多い 11,815 人が来場した。社員研修を兼ねて来場する法人・団体等もあるようで、会場内では 20 代や女性の来場者も多く見られた。

供養関連の出展は、樹木葬や手元供養、散骨などが多く、今年も墓石をメインにした出展は見られなかった。新たな提案としては、葬祭業者向けの樹木葬ビジネスモデルのほか、相続供養の生前契約、粉骨を焼成整形した手元供養（仏壇を兼ねた移動式お墓）、粉骨をセメントで固めた石碑、納骨機能付きの位牌などが目を引いた（お骨も位牌もない「手元供養」商品もあった）。

別会場のシンポジウムは事前予約制（会場内のプレゼン・公開セミナーを除く）で、お墓（供養）・石材に関連する内容としては「コロナによって変わった『多死社会』の今後」「現代社会の状況と『葬儀』と『墓』のこれから」などがあつた。

なお次回（第 27 回）フューネラルビジネスフェア 2024 は、来年 2024 年 5 月 29 日(水)・30 日(木)の 2 日間、同じパシフィコ横浜で開催することが決まっている。

◎一般墓地、永代供養墓、室内墓、樹木葬の形態別に 「お墓を建てた後に後悔したこと」のアンケート調査

【調査対象】全国 お墓を所有している 40歳代以上、男女

【調査期間】2023年4月1日～4月31日 【調査方法】インターネット調査

【有効サンプル数】1,521名

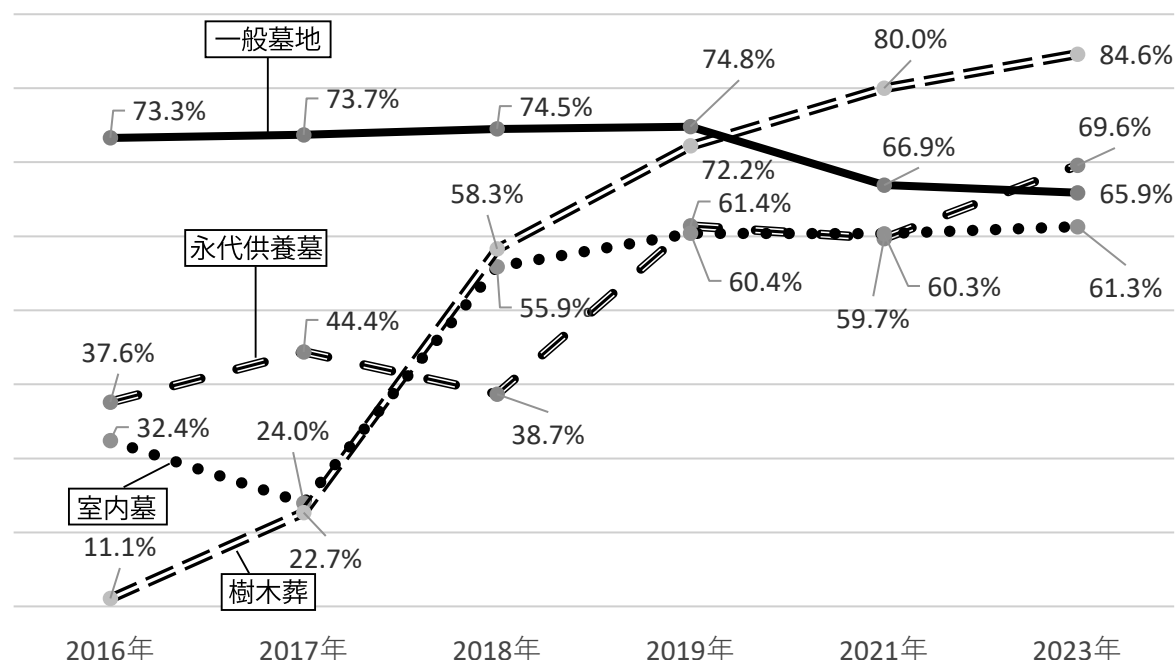
- ▷「一般墓地」を購入して「後悔したことがない」と回答した人の割合が4年前と比較し▲8.4ポイント。ただし、依然として後悔したことがない人の割合は高い。
- ▷「永代供養墓」「室内墓」については、4年前とほぼ同じ。
- ▷「樹木葬」は、「後悔したことがない」と回答した人が、84.6%となり、墓地形態では最も高い結果となった。

■「お墓を建てた後に後悔したことはありますか？」について

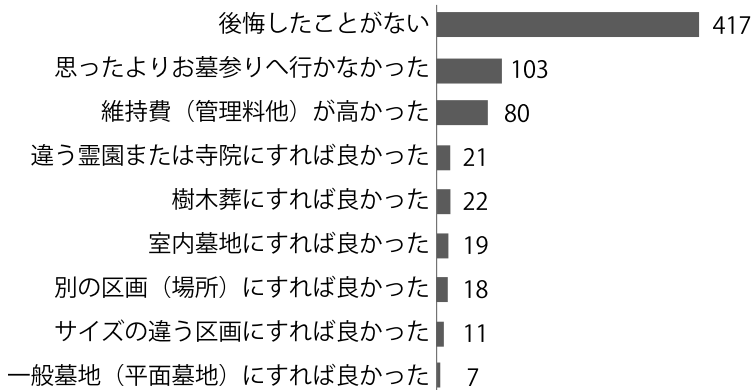
「一般墓地（平面墓地）」を所有した方の65.9%は「後悔したことがない」と回答していることから、ある一定の満足度の高さがうかがえるが、2019年の同調査における74.8%と比較すると▲8.4ポイントとなり、この4年間で大きく低下している。一方、永代供養墓69.6%（2019年61.4%）、室内墓61.3%（2019年60.4%）とほぼ同じ割合であるのに対して、樹木葬は、84.6%（2019年72.2%）と大きく上昇している。特に調査を始めた2016年と比較すると＋73.5ポイント（2016年11%）上昇しており、樹木葬の認知度が広がり、理解が進むとともにさまざまなタイプの樹木葬が提供されていることも一因と考えられる。ただし、インターネット調査によるサンプル数が少ないことも考慮して判断する必要がある。

◎墓地形態別アンケート調査における回答「後悔したことがない」の推移

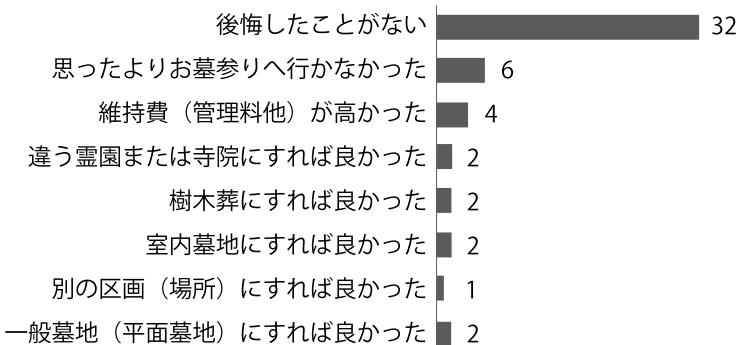
	2016年	2017年	2018年	2019年	2021年	2023年
一般墓地	73.3%	73.7%	74.5%	74.8%	66.9%	65.9%
永代供養墓	37.6%	44.4%	38.7%	61.4%	59.7%	69.6%
室内墓	32.4%	24.0%	55.9%	60.4%	60.3%	61.3%
樹木葬	11.1%	22.7%	58.3%	72.2%	80.0%	84.6%



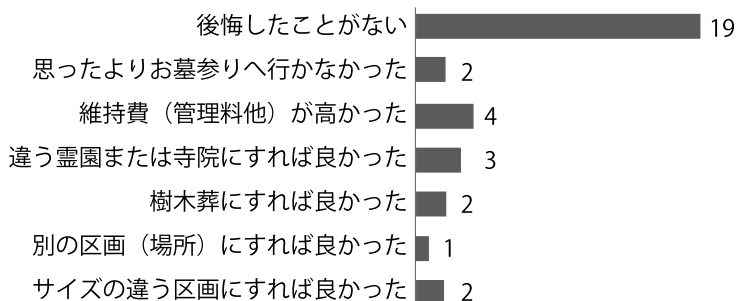
◎一般墓地（平面墓地、N=696）



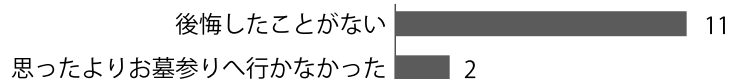
◎永代供養墓（N=51）



◎室内墓（N=33）



◎樹木葬（N=13）



各墓地形態の後悔したことの最多は、一般墓地、永代供養墓、樹木葬がそれぞれ「思ったよりお墓参りへ行かなかった」に対して、室内墓は「維持費（管理料他）が高かった」という結果となりました。

サンプル数が少ないこともあるが、樹木葬では「維持費が高かった」という回答は1件もなかった。※回答は複数回答可

《まとめ》

今回のアンケートでも、2021年のアンケートに続き「樹木葬」が「一般墓地」の満足度を上回る結果となりました。また、「永代供養墓」「室内墓」についても徐々に満足度が上がる結果となり、これらは、2016年前と比較し、「樹木葬」「永代供養墓」「室内墓」というお墓の形態が一般化していることと消費者ニーズをくみ取った墓所が提供され顧客満足度が向上したのではないかと推測できます。ただし、「一般墓地」についても前年調査の結果を下回ったものの安定して満足度を得ていると言えます。

従来の「一般墓地」が、継承者への負担等の理由でお墓選びの選択肢から外されるのが傾向にあると言われます。しかし、一般墓地を選んだ所有者と比較し、その他の形態の墓地を選んだ所有者の方が、何らかの理由で後悔している人の割合が多いという結果から、「後悔しないためにも、慎重にお墓選びを行っていただきたい」と全石協は考えます。

全石協は、今後も個人や家族のライフスタイルに対応した多様なお墓のニーズに応えられるよう、供養文化や正確な墓地・墓石情報の提供に努めてまいります。



経済産業省公認 20121004情第5号

全国石製品協同組合

お問い合わせ等は、☎ 03-5733-3776

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目9番14号5F
FAX：03-5733-3778 E-mai：info@zenseki.or.jp

<https://zenseki.or.jp/>